

1 安全管理者等に関する選任要件が改められ、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者等を、学校教育法による大学を卒業した者と同等のものとする改正が行われました。

(労働災害防止団体法施行規則、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令、機械等検定規則及び作業環境測定法施行規則の一部改正 (以下「労働災害防止団体法施行規則等の一部改正」という。))

●施行日：平成 25 年 4 月 1 日

●学校教育法による大学を卒業した者であることを規定している選任要件→別紙 1 のとおり

<参考：独立行政法人大学評価・学位授与機構による学位授与事業>

各省庁大学校からの申し出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にあると認められるものを大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程として認定する制度です。

■この制度によって授与される学位

機構が認定している大学以外の教育施設と、授与している学位の種類は以下のとおりです。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)。各学位は、大学評価・学位授与機構長名で授与されます。

教育施設	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	人文科学/社会科学/理学/工学	理学/工学/安全保障学※	理学/工学
防衛医科大学校	医学	—	医学
独立行政法人水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	工学	工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	—

2 学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している別紙 2 の選任要件等 (特定の学科を修めたことが規定されているものを除く。) について、学校教育法第 150 条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有する者を、学校教育法による高等学校を卒業した者と同様に選任等の対象としたものとする改正が行われました。

(労働災害防止団体法施行規則等の一部改正：施行日：平成 25 年 4 月 1 日)

●学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している選任要件→別紙 2 のとおり

別紙 1

学校教育法による大学を卒業した者であることを規定している
選任要件等

- (1) 労働災害防止団体法施行規則（昭和39年労働省令第19号）
 - ・安全管理士（第1条）
 - ・衛生管理士（第2条）
- (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - ・安全管理者（第5条）
 - ・元方安全衛生管理者（第18条の4）
 - ・店社安全衛生管理者（第18条の7）
 - ・動力プレスに係る特定自主検査検査員（第135条の3）
 - ・フォークリフトに係る特定自主検査検査員（第151条の24）
 - ・第一種衛生管理者（別表第4、別表第5）
 - ・第二種衛生管理者（別表第5）
 - ・衛生工学衛生管理者（別表第4）
 - ・ガス溶接作業主任者（別表第4）
 - ・発破技士（別表第4）
 - ・林業架線作業主任者（別表第5）
 - ・乾燥設備作業主任者（別表第6）
 - ・コンクリート破砕器作業主任者（別表第6）
 - ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者（別表第6）
 - ・ずい道等の掘削等作業主任者（別表第6）
 - ・ずい道等の覆工作業主任者（別表第6）
 - ・型枠支保工の組立て等作業主任者（別表第6）
 - ・足場の組立て等作業主任者（別表第6）
 - ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者（別表第6）
 - ・鋼橋架設等作業主任者（別表第6）
 - ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者（別表第6）
 - ・コンクリート橋架設等作業主任者（別表第6）
 - ・採石のための掘削作業主任者（別表第6）
 - ・木造建築物の組立て等作業主任者（別表第6）
 - ・計画作成参画者（別表第9）
- (3) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

- ・二級ボイラー技士（第97条）
 - ・特級ボイラー技士（第101条）
 - ・一級ボイラー技士（第101条）
- (4) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）
- ・衛生工学衛生管理者講習の講師（第1条の2の2の2）
 - ・動力プレスに係る検査業者検査員（第19条の22）
 - ・フォークリフトに係る検査業者検査員（第19条の22）
 - ・検査業者検査員研修の講師（第19条の24の2の3）
 - ・校正機関の校正員（第19条の24の4）
 - ・発破実技講習の講師（第19条の24の19）
 - ・コンサルタント講習の講師（第25条の6）
 - ・コンサルタント試験の筆記試験免除講習の講師（第25条の21）
 - ・コンサルタント試験の試験員（第30条）
 - ・計画作成参画者研修の講師（第55条）
 - ・労働災害防止業務従事者講習の講師（第69条）
 - ・就業制限業務従事者講習の講師（第83条）
 - ・指定試験機関の免許試験員（別表）
- (5) 機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）
- ・型式検定を受けようとする者が有すべき工作責任者（別表第3）
- (6) 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）
- ・作業環境測定士（第5条、第15条、第17条）
 - ・一定の科目を修めて卒業した者に第二種作業環境測定士となる資格が付与される大学等の教員等（第5条の5）
 - ・作業環境測定士試験の試験免除講習の講師（第17条の4）
 - ・作業環境測定士試験の指定試験機関の試験員（第34条）
- (7) ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和47年労働省告示第75号）
- ・製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者（別表第1から別表第6まで）
- (8) クレーン等製造許可基準（昭和47年労働省告示第76号）
- ・製造許可を受けようとする者が有すべき主任設計者（第4条）
 - ・製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者（第5条）
- (9) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の22第1項第2号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び同令第19条の24の2の3第1項第1号の規定に基づき厚生

- 労働大臣が定める検査業者（昭和47年労働省告示第134号）
- ・動力プレスに係る検査業者検査員（第2条）
- (10) 労働安全衛生規則第5条第3号の厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第138号）
- ・安全管理者
- (11) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和48年労働省告示第37号）
- ・労働安全コンサルタント（第1条）
 - ・労働衛生コンサルタント（第3条）
- (12) 労働安全衛生規則第135条の3第2項及び第151条の24第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和52年労働省告示第124号）
- ・動力プレスに係る特定自主検査検査員（第2条）
- (13) 労働安全衛生規則第18条の4第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和55年労働省告示第82号）
- ・店社安全衛生管理者
- (14) 安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）
- ・安全衛生推進者又は衛生推進者
- (15) 平成4年労働省告示第12号（労働災害防止団体法施行規則第1条第2号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）
- ・安全管理士
- (16) 平成4年労働省告示第13号（労働災害防止団体法施行規則第2条第3号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）
- ・衛生管理士

別紙 2

学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している
選任要件等

- (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - ・ 店社安全衛生管理者（第18条の7）
 - ・ 第一種衛生管理者（別表第5）
 - ・ 第二種衛生管理者（別表第5）
- (2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）
 - ・ 計画作成参画者研修の講師（第55条）
 - ・ 労働災害防止業務従事者講習の講師（第69条）
 - ・ 就業制限業務従事者講習の講師（第83条）
- (3) 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）
 - ・ 作業環境測定士試験（第15条、第17条）
- (4) ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和47年労働省告示第75号）
 - ・ 製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者（別表第1から別表第6まで）
- (5) 労働安全衛生規則第5条第3号の厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第138号）
 - ・ 安全管理者
- (6) 労働安全衛生規則第18条の4第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和55年労働省告示第82号）
 - ・ 店社安全衛生管理者
- (7) 安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）
 - ・ 安全衛生推進者又は衛生推進者
- (8) 平成4年労働省告示第12号（労働災害防止団体法施行規則第1条第2号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）
 - ・ 安全管理士
- (9) 平成4年労働省告示第13号（労働災害防止団体法施行規則第2条第3号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）
 - ・ 衛生管理士